

平成 29 年度 第 3 回沖繩地方最低賃金審議会開催公示

沖繩労働局 一般公示 第 29-34 号

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申込み要領によりお申し込みください。

記

1. 日 時 平成 29 年 8 月 4 日 (金) 15 時～
2. 場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 2 階共用中会議室
3. 議 題

- (1) 沖縄県最低賃金答申
- (2) 平成 29 年度特定 (産業別) 最低賃金の改正決定の必要性について
- (3) 平成 29 年度特定 (産業別) 最低賃金の改正決定の諮問
- (4) その他

なお、議題 (1) の答申については、同日に開催される沖縄県最低賃金専門部会において、専門部会の決議が全会一致により最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用がなされた場合には省略されます。

4. 傍聴者数 10 人程度

5. 申込方法等

- (1) 傍聴希望者は、任意様式により、「平成 29 年度第 3 回沖繩地方最低賃金審議会傍聴希望」とご記入のうえ、住所、氏名、電話番号 (連絡先) を併記し、ハガキ又はファックスにて下記の宛先までお申し込みください。なお、申込締切日は平成 29 年 8 月 1 日 (火) (17 時必着) です。

※ 「ハガキ」の場合 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 3 階  
沖繩労働局労働基準部賃金室 宛

※ 「ファックス」の場合 098-862-6793 (沖繩労働局賃金室宛)

- (2) 傍聴できる方に対しては、当局担当よりご連絡いたします。なお、会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。傍聴できない方に対してはご連絡いたしませんのでご了承ください。

6. その他

- (1) 傍聴当日、お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、ご本人であることを証明するものをご持参ください。
- (2) 傍聴される場合には、別添の「留意事項」を厳守いただきますのでご留意ください。
- (3) 車いすをご利用になられる方は、その旨を、また、介助の方がおられる場合には、その方のお名前もお書き添えください。

<お問い合わせ先>

沖繩労働局労働基準部賃金室 TEL 098-868-3421

平成 29 年 7 月 19 日

沖繩労働局長 待鳥 浩二



別添

### 傍聴するに当たっての留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできないこと
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源は必ず切ること
- 3 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用を禁止すること
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎むこと
- 5 審議会委員等の言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできないこと
- 6 傍聴中、飲酒および喫煙を禁止すること
- 7 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き原則禁止とすること
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用を禁止すること
- 9 銃刀類その他危険な物又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りすること
- 10 その他、審議会会長及び沖縄地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うこと

なお、これらの事項を順守できない場合には、傍聴の取り消し又は中途退場を命じることがあります。

沖縄地方最低賃金審議会事務局